

**伊賀市**  
**一般廃棄物処理基本計画**

**【概要版】**

**【中間案】**

**令和8年3月**

**伊賀市**



## ◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の基本的事項                 | 1  |
| 第1節 計画策定の趣旨                    | 1  |
| 第2節 計画の期間                      | 2  |
| I. ごみ処理基本計画                    |    |
| 第2章 ごみ処理の現況                    | 3  |
| 第1節 ごみ処理フロー                    | 3  |
| 第2節 ごみ排出量の実績                   | 5  |
| 第3節 ごみ処理の評価                    | 5  |
| 第3章 ごみ処理の課題の抽出・整理              | 6  |
| 第4章 ごみ処理基本計画の基本方針              | 9  |
| 第5章 ごみの発生量の見込み                 | 10 |
| 第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み（施策現状維持の場合） | 10 |
| 第2節 ごみ排出抑制に向けた目標値の設定           | 11 |
| 第3節 ごみの発生量の見込み（目標達成時の場合）       | 13 |
| 第6章 減量化・資源化計画                  | 14 |
| 第1節 減量化・資源化の基本的な考え方            | 14 |
| 第2節 市民・事業者・行政の取り組み             | 15 |
| 第7章 ごみ処理基本計画                   | 17 |
| 第1節 将来のごみ分別区分                  | 17 |
| 第2節 収集運搬計画                     | 18 |
| 第3節 中間処理計画                     | 20 |
| 第4節 最終処分計画                     | 21 |
| 第5節 処理施設整備計画                   | 21 |
| II. 生活排水処理基本計画                 |    |
| 第8章 生活排水処理の現況                  | 23 |
| 第1節 生活排水処理の現況                  | 23 |
| 第2節 生活排水の排出状況                  | 24 |
| 第9章 生活排水の課題の抽出・整理              | 26 |
| 第10章 生活排水処理基本計画の基本方針           | 27 |
| 第11章 生活排水処理基本計画                | 28 |
| 第1節 生活排水の処理主体                  | 28 |
| 第2節 生活排水処理の目標                  | 28 |
| 第3節 処理形態別人口及び汚泥量の見込み           | 29 |
| 第4節 施設及びその整備計画の概要              | 30 |

|             |               |           |
|-------------|---------------|-----------|
| 第5節         | し尿・浄化槽汚泥の処理計画 | 31        |
| <b>第12章</b> | <b>進行管理計画</b> | <b>32</b> |
| 第1節         | 推進体制          | 32        |
| 第2節         | 進行管理          | 32        |

# 第1章 計画策定の基本的事項

## 第1節 計画策定の趣旨

### 第1項 ごみを取り巻く状況

経済の発展に伴い、大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物資循環を阻害しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも関係しています。そのため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」への転換が求められています。

国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律の改正、各種リサイクル法の制定等、循環型社会形成を目指して法整備が進められ、近年では令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

また、平成27年に行われた国連総会では、令和12年までの新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本等の先進国が率先して取り組むことが目標とされています。

さらに、国は令和2年に、令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル<sup>※</sup>を目指すことを宣言しており、廃棄物処理施設の整備にあっても、廃棄物処理システム全体からの温室効果ガスの排出削減や社会全体の脱炭素化への貢献を念頭に置いて進めることが極めて重要であるとされています。

伊賀市（以下「本市」という。）においても、令和6年4月に「伊賀市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民、事業者及び行政が一体となって取り組み、令和32年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指します。

※カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、温室効果ガス排出量を実質的にゼロにすることを意味します。

### 第2項 前計画の評価

本市では、平成28年5月に伊賀市一般廃棄物処理基本計画を改訂し、「循環型社会の形成」に向け、廃棄物行政に係る様々な課題について検討を行い、市民・事業者・行政が一体となり廃棄物の減量化・再資源化・適正処理を推進するとともに、生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止に努めてきました。

ごみ処理基本計画で掲げた主な基本方針としてまず「市民・事業者・行政の3者が互いに協力し合い、循環型社会の形成を推進します」を掲げており、ここでは、4R（リデュース・リデュース・リユース・リサイクル）の考え方に基づき、それぞれの立場から取り組んできました。

次に「分別を徹底して、資源化の推進と効率性を向上させます」では、資源・ごみ分別

ガイドブックやごみ分別アプリなどにより分別排出を徹底しました。また、多言語化により外国の方にも対応しています。

資源化の推進では、環境学習の一環として紙類等の再生利用可能な廃棄物の集団回収を行った団体への奨励金の交付を進めてきました。資源化率については、全国平均が19.5%（令和5年度）、三重県内市平均が19.0%（令和5年度）に対して伊賀市は14.1%（令和6年度）と低くなっています。紙類やペットボトル等の資源化については、民間のスーパーマーケット等に設置された拠点場所での利用率が高いと推測され、市の収集する紙類等の資源量が少ないことが、資源化率が低いことの要因のひとつになっていると考えられます。

また、「環境保全とごみ処理の効率の両面からみた、適切にごみ処理体制を構築します」では、近隣市町村とともに、ごみ処理の広域化について検討を進めています。このほか不法投棄防止を目的とした不法投棄物等回収専用ごみ袋の交付も開始しています。

これらの取り組みを進める中、伊賀北部地域（青山地区を除く）の可燃ごみの処理を行ってきた、「さくらリサイクルセンター」はRDF発電所が令和元年9月末日をもって停止したことから、可燃ごみの処理は民間施設に委託し、焼却処理を行っています。このため、環境への負荷の低減と、処理費用の削減を目的にごみの減量を進める必要があり、分別の徹底と資源化の必要性について、啓発を進めてきました。引き続き啓発を行い、さらなるごみの減量を進める必要があります。

生活排水処理基本計画の方針では、「新しいし尿処理施設を整備します」では、令和2年4月から伊賀市浄化センターが稼働開始し、青山地区を含めた伊賀市全域のし尿・浄化槽汚泥の処理を行っています。

### **第3項 計画策定の趣旨及び目的**

---

適正なごみ処理について、前計画により進めてきましたが、国が掲げる目標値を満たしていない項目もあることから、今後、更なるごみ減量及び資源化の拡大を図っていく必要があります。

生活排水処理については、し尿及び浄化槽汚泥等の適正な収集運搬、適正な中間処理に努めていますが、汲み取り世帯や単独処理浄化槽世帯からの生活雑排水が未処理のまま放流されています。河川の水質汚濁防止を図るためにも、合併処理浄化槽への転換、下水道及び農業集落排水への接続が求められています。

このため、今回、計画期間満了に伴い、長期的、総合的な視点に立って、計画的なごみ及び生活排水処理の推進を図るための基本方針や対策をより一層推進するため、「一般廃棄物処理基本計画」の改訂を行います。

## **第2節 計画の期間**

---

本計画期間は10年とし、令和8年度から令和17年度とします。

# I. ごみ処理基本計画

## 第2章ごみ処理の現況

### 第1節 ごみ処理フロー

伊賀北部地域と青山地区のごみ処理フローは、図2-1(1)及び図2-1(2)に示すとおりです。

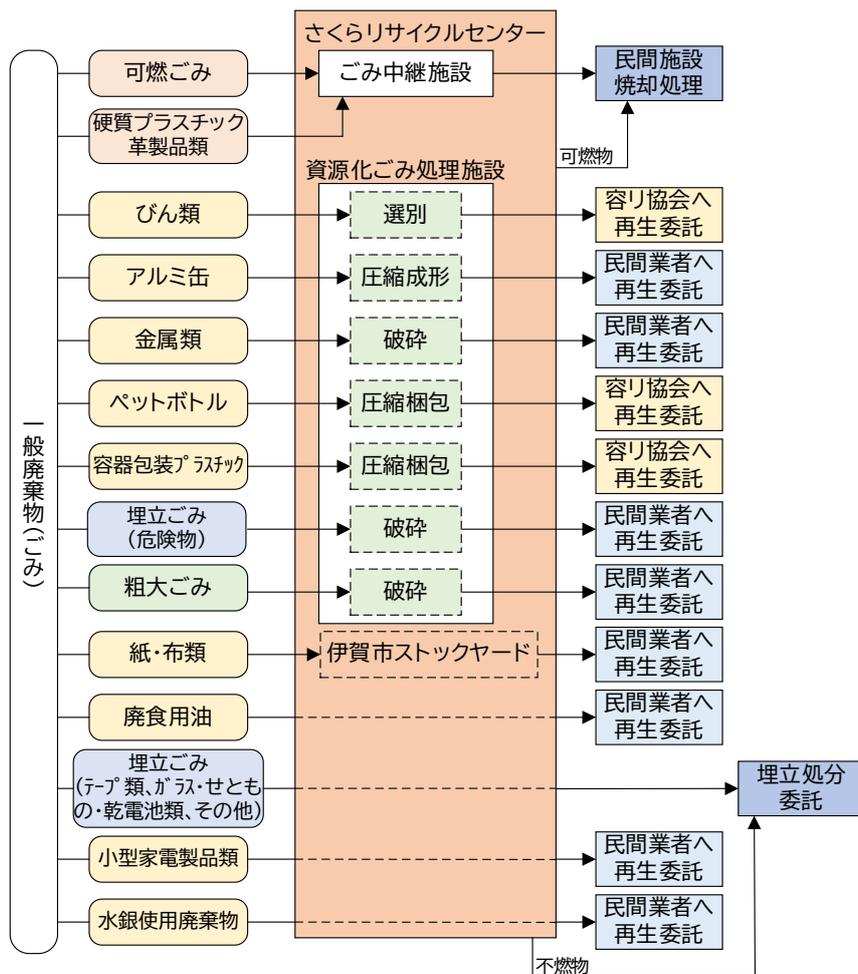
#### 【伊賀北部地域】

可燃ごみは、さくらリサイクルセンターのごみ中継施設で一時保管し、民間焼却施設で処理しています。

埋立ごみ（危険物）、粗大ごみ及びほとんどの資源ごみは、さくらリサイクルセンターの資源化ごみ処理施設で破碎・選別・圧縮等を行い、民間業者等で資源化を行っています。

紙・布類は、さくらリサイクルセンターのストックヤードに一時保管し、民間業者で資源化を行っています。

廃食用油及び埋立ごみ（テープ類、ガラス・せともの・乾電池類、その他）は、さくらリサイクルセンターに一時保管し、民間業者で資源化を行っています。



容器協会：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

図2-1(1) ごみ処理フロー(伊賀北部地域)



## 第2節 ごみ排出量の実績

過去6年間（令和元年度～令和6年度）のごみ排出量は、図2-2に示すとおりです。ごみ総排出量は減少傾向を示しています。

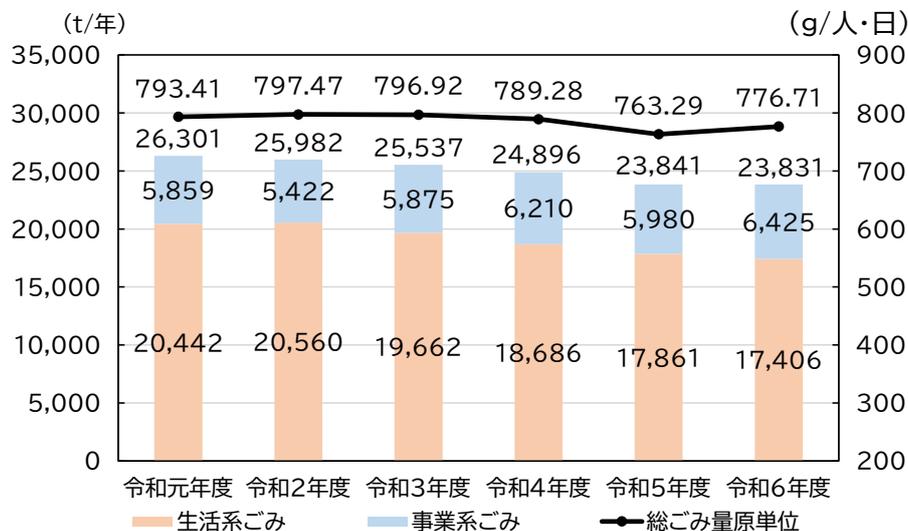


図2-2 ごみ排出量の推移

## 第3節 ごみ処理の評価

国・県の目標値及び前基本計画の目標値等は表2-2に示すとおりです。

表2-2 国・県目標値及び前基本計画目標値及び実績値

|                  |       | 廃棄物処理に基づく基本方針<br>(令和7年策定)<br>(国の目標①) | 三重県循環型社会形成推進計画<br>(令和3年策定)<br>(県の見込み) | 既存計画の目標値<br>(平成28年策定) | 実績値             |
|------------------|-------|--------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------|-----------------|
| 目標年度             |       | 令和12年度                               | 令和7年度                                 | 令和7年度                 | 令和6年度           |
| ごみ排出量            | t/年   | 22,655<br>(令和4年度に対し、<br>約9%削減)       | —                                     | —                     | 23,831<br>× (a) |
| 総ごみ量原単位          | g/人・日 | —                                    | 902                                   | —                     | 763<br>○        |
| 生活系ごみ原単位         | g/人・日 | —                                    | —                                     | 700                   | 567<br>○        |
| 家庭系ごみ原単位         | g/人・日 | 約478                                 | —                                     | —                     | 480.0<br>× (b)  |
| 事業系ごみ日量          | t/日   | —                                    | —                                     | 10.00                 | 17.60<br>× (c)  |
| 再生利用率<br>(目標値以上) | %     | 約26<br>(出口側循環利用率)                    | 27.3                                  | 20.0                  | 14.1<br>× (d)   |
| 最終処分量            | t/年   | 1,111<br>(令和4年度に対し、<br>約5%削減)        | 10,000<br>(三重県全体)                     | 1,400                 | 1,179<br>× (e)  |
| ごみ焼却量原単位         | g/人・日 | 約580                                 | —                                     | —                     | 673.3<br>× (f)  |

注)実績値(令和6年度)において、達成しているものは○、未達成のものは×を示します。

## 第3章 ごみ処理の課題の抽出・整理

前基本計画において国・県が掲げる目標値に対して、達成ができなかった目標値（p. 5, 表 2-2 参照ごみ排出量（a）、家庭系ごみ原単位（b）、事業系ごみ日量（c）、再生利用率（d）、最終処分量（e）、ごみ焼却量原単位（f））について、次のとおり課題を抽出・整理します。

### ① ごみの排出抑制・資源化における課題

ごみ排出量、家庭系ごみ原単位、事業系ごみ日量、再生利用率についての課題を抽出・整理します。

#### 現状及び課題

- ① 1人1日当たりの排出量は近年減少傾向を示しており、三重県内市や全国類似団体平均と比べても、本市は低く優れています。引き続き、ごみ排出量の削減に努める必要があります。（a）（b）（c）（e）（f）
- ② 事業系ごみは、増減を繰り返しています。事業系ごみの削減に努める必要があります。（c）（e）（f）
- ③ 令和6年度の資源化率は14.1%です。三重県内市平均19.0%[令和5年度]や全国平均19.5%[同]と比較すると、低い値を示しており、資源化率の向上を目指し、排出抑制・資源回収拡大に努める必要があります。（a）（b）（c）（d）（e）（f）
- ④ 「可燃ごみ」の組成調査（令和6年度：湿ベース）で、紙・布類は34.9%、合成樹脂類等は11.4%となっています。その中には分別すれば資源として再資源化できる「紙類」や「プラスチック製容器包装」の資源物が含まれていると見込まれます。分別徹底のため、再資源化に対する理解の醸成に努める必要があります。また、厨芥類（生ごみ）の比率も高くなっており、ごみ排出量削減のため生ごみの削減に努める必要があります。（a）（b）（c）（d）（e）（f）
- ⑤ 古紙類の資源化については、分別収集及び資源回収活動とは別にスーパーマーケットやホームセンター等に設置の民間古紙回収ステーションが市内に何か所かあり、独自の回収及び資源化が行われています。これにより一部の家庭から排出される資源の量が把握できず、市の資源化量に計上されていないことも、資源化率が低減している要因と考えられます。（d）
- ⑥ 令和元年10月に食品ロス削減推進法が施行され、市は市民や事業者の主体的な取り組みを促進するよう周知啓発に取り組む必要があります。（a）（b）（c）（d）（e）（f）
- ⑦ 令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品の分別収集、再商品化に取り組む必要があります。（a）（b）（d）（e）（f）

#### 課題に対する方向性

- ・更なるごみの排出抑制や資源化のためには、排出者である市民や事業者の協力が必要不可欠であり、排出されるごみの中には、分別すれば再資源化できるものや、生ごみが多く含まれていることから、ごみの排出抑制・資源化の必要性を十分に理解いただけ

- るよう普及・啓発に努めていきます。⇒①②③④⑤に対する方向性
- ・資源ごみ回収量の増大のため、収集頻度や常設の回収拠点を設置（増設）による排出機会を増加などの取り組みについても検討を行っていきます。⇒③④⑤に対する方向性
  - ・事業者に対して適正な分別や減量化・再資源化に関する情報の提供を行っていきます。⇒①②に対する方向性
  - ・食品ロス削減に向け、市は市民や事業者の主体的な取組を促進するよう周知啓発に取り組んでいきます。⇒⑥に対する方向性
  - ・プラスチック資源循環促進法に則った分別や収集運搬、資源化方法等を検討していきます。⇒⑦に対する方向性

## ② 中間処理における課題

ごみ排出量、家庭系ごみ原単位、事業系ごみ日量、再生利用率、ごみ焼却量原単位について、課題を抽出・整理します。

### 現状及び課題

- ⑧伊賀北部地域における中間処理施設のごみの性状分析をみると、金属類や容器包装プラスチックで不適合の割合が増加しています。割合として、令和6年度で金属類では10.07%、容器包装プラスチックでは30.37%となっており、資源化可能なものの混入がみられます。(a)(b)(c)(d)(f)
- ⑨伊賀北部地域の可燃系ごみ処理施設であったさくらリサイクルセンター（ごみ固形燃料化施設）は、ごみ中継施設に更新し、民間業者の焼却施設で処理を行っています。また、本市では、名張市、笠置町及び南山城村とごみ処理の広域化に向けごみ処理広域化検討協議会を設置し検討を行っており、現在、「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想」（令和8年1月）を策定予定です。(b)(d)(e)(f)
- ⑩さくらリサイクルセンター（資源化ごみ処理施設）については、供用開始が平成22年度であり、稼働後16年が経過し、設備等の老朽化がみられます。(d)

### 課題に対する方向性

- ・更なる分別の必要性を継続して周知していきます。⇒⑧に対する方向性
- ・焼却施設の広域処理に関しては現在検討中であり、新処理体制までは現処理体制を継続し、適正な処理を図っていく必要があります。⇒⑨に対する方向性
- ・資源化ごみ処理施設は、点検補修などを行い、適正な処理に努めていく必要があります。⇒⑩に対する方向性

### ③ 最終処分における課題

最終処分量について、課題を抽出・整理します。

#### 現状及び課題

- ⑩「不燃物処理場」の埋立残余容量が残りわずか（約15年～20年）となっており、延命化のための更なる最終処分量の削減はもとより、埋立終了以降を見据えた安定的な処分体制の確保が必要です。（e）

#### 課題に対する方向性

- ・将来的な処分体制確保のため、委託処分を含めた次期最終処分場等処分先確保の検討が必要です。⇒⑩に対する方向性

## 第4章 ごみ処理基本計画の基本方針

本市では、前基本計画に則ってごみの排出抑制と再資源化に取り組み、循環型社会の形成を推進してきましたが、前述のような課題を抱えています。今後も環境保全等の観点から循環型社会の形成を推進する取り組みを継続するため、本基本計画の期間内においてこれらの課題解決に取り組んでいきます。

なお、本計画期間において特筆することとして、市の可燃ごみ等中間処理の今後の方向性があります。現在、伊賀北部地域ではさくらリサイクルセンターの中継施設で一時保管し、民間焼却施設で処理しています。また、青山地区では伊賀南部クリーンセンターで焼却処理を行っています。しかし、両方の施設とも、地元との協定により操業期限が令和16年3月までとなっていることから、それまでに次期ごみ処理体制を構築する必要があります。

そのため、令和6年4月に伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村では、ごみ処理の広域化に向けごみ処理広域化検討協議会を設置し検討を行っています。

ごみの排出抑制や再資源化についての取り組みは市民や事業者がごみに対する意識を一層向上し、日々ごみに関する取り組みを実践していくことが必要です。市民・事業者・行政の三者が一体となり、ごみの排出抑制に努め、ごみとなったものを減量化することで、最終的に残ったごみを適正に処理することを目指し、次の3つの基本方針を掲げます。

### 基本方針1:さらなる4Rの推進

環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けて、ごみとなるものの受け取りを断る(Refuse: リフューズ)、ごみを減らす(Reduce: リデュース)を優先して取り組み、繰り返し使う(Reuse: リユース)、資源として再生利用する(Recycle: リサイクル)を引き続き推進し、ごみのさらなる排出抑制・資源化を図っていきます。

### 基本方針2:資源循環の推進

現在分別している可燃ごみ(燃やすごみ)や埋立ごみ(燃やさないごみ)に混入している資源の分別徹底を図り、さらなる資源化拡大に向けて、資源循環を推進していきます。

近年の「食品ロス削減推進法」や「プラスチック資源循環促進法」の施行など、食品ロスとプラスチックごみの削減が持続可能な社会づくりを進めるうえでの課題であるとの認識のもと、これらへの対応に重点を置きごみ減量・リサイクルを推進します。

### 基本方針3:適切なごみ処理体制の構築

環境に配慮したごみ処理に努めるとともに、適切で効率的・経済的なごみ処理体制の構築を図っていきます。

## 第5章 ごみの発生量の見込み

### 第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み（施策現状維持の場合）

本節では、新たな施策等を行わず、現状施策のままのごみ発生量及び処理量の見込みを予測します。ごみ発生量（施策現状維持の場合）の推計結果は、表 5-1 及び図 5-1 に示すとおりです。

表 5-1 ごみ発生量の見込み(施策現状維持の場合)

|           |                 |        | 実績     |        | 将来     |  |
|-----------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--|
|           |                 |        | 令和6年度  | 令和12年度 | 令和17年度 |  |
| 人口(年度末人口) |                 | 人      | 84,060 | 79,441 | 74,749 |  |
| 家庭系ごみ     | 可燃ごみ            | t/年    | 13,908 | 12,418 | 11,127 |  |
|           | 不燃ごみ            | t/年    | 114    | 94     | 79     |  |
|           | 埋立ごみ            | t/年    | 357    | 345    | 323    |  |
|           | 粗大ごみ            | t/年    | 347    | 415    | 442    |  |
|           | 合計              | t/年    | 14,726 | 13,272 | 11,971 |  |
|           | 家庭系ごみ原単位        | g/人・日  | 479.96 | 457.72 | 437.57 |  |
| 生活系ごみ     | 資源ごみ            | t/年    | 2,632  | 2,612  | 2,516  |  |
|           | 容器包装プラスチック      | t/年    | 571    | 614    | 651    |  |
|           | びん類             | t/年    | 373    | 271    | 209    |  |
|           | 缶類、アルミ缶、スプレー缶   | t/年    | 27     | 44     | 44     |  |
|           | ペットボトル          | t/年    | 119    | 128    | 139    |  |
|           | 紙類、古紙類          | t/年    | 701    | 699    | 636    |  |
|           | 布類、古布類、繊維類      | t/年    | 245    | 286    | 294    |  |
|           | 体温計・温度計・蛍光管・電球類 | t/年    | 1      | 1      | 1      |  |
|           | 乾電池類            | t/年    | 7      | 12     | 14     |  |
|           | 金属類             | t/年    | 567    | 531    | 501    |  |
|           | 廃食用油            | t/年    | 7      | 6      | 5      |  |
|           | 小型家電            | t/年    | 14     | 20     | 22     |  |
|           | 集団回収            | t/年    | 48     | 66     | 62     |  |
|           | 合計              | t/年    | 17,406 | 15,950 | 14,549 |  |
| 生活系ごみ原単位  | g/人・日           | 567.31 | 550.08 | 531.80 |        |  |
| 事業系ごみ     | 可燃ごみ            | t/年    | 6,202  | 5,720  | 5,735  |  |
|           | 不燃ごみ            | t/年    | 12     | 11     | 11     |  |
|           | 埋立ごみ            | t/年    | 75     | 55     | 51     |  |
|           | 粗大ごみ            | t/年    | 2      | 4      | 4      |  |
|           | 資源ごみ            | t/年    | 134    | 157    | 150    |  |
|           | びん類             | t/年    | 30     | 47     | 40     |  |
|           | 金属類             | t/年    | 104    | 110    | 110    |  |
| 合計        | t/年             | 6,425  | 5,947  | 5,951  |        |  |
| 事業系ごみ日量   | t/日             | 17.60  | 16.29  | 16.26  |        |  |
| 総排出量      | t/年             | 23,831 | 21,897 | 20,500 |        |  |
| 総ごみ量原単位   | g/人・日           | 776.71 | 755.17 | 749.32 |        |  |

注) 将来人口は国立社会保障・人口研究問題所(令和5年)の値を使用

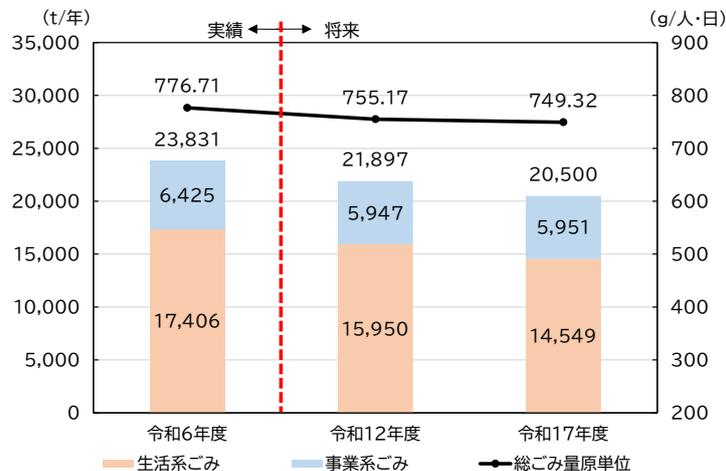


図 5-1 ごみ発生量の見込み(施策現状維持の場合)

## 第2節 ごみ排出抑制に向けた目標値の設定

本計画での計画目標値は、表 5-2 に示すとおりです。

表 5-2 本計画の目標値

|                  |       | 既存計画目標値 | 実績値    | 本計画目標値    |
|------------------|-------|---------|--------|-----------|
| 目標年度             |       | 令和7年度   | 令和6年度  | 令和17年度    |
| ごみ排出量            | t/年   | —       | 23,831 | 20,000 以下 |
| 家庭系ごみ原単位         | g/人・日 | —       | 480.0  | 420 以下    |
| 事業系ごみ日量          | t/日   | 10.0    | 17.6   | 16.0 以下   |
| 再生利用率<br>(目標値以上) | %     | 20.0    | 14.1   | 16.5 以上   |
| 最終処分量            | t/年   | 1,400   | 1,179  | 950 以下    |
| ごみ焼却量原単位         | g/人・日 | —       | 673.3  | 615 以下    |

目標を達成するため、生活系・事業系可燃ごみの具体的な排出抑制・再資源化目標を以下に示します。

### ① 生活系可燃ごみの排出抑制・再資源化目標

#### ○食品ロス量の削減

可燃ごみに含まれる生ごみの中には、食べ残しや未開封のまま廃棄される「食品ロス」に該当する物が一定量存在していると推計されます。国の計画では、令和 12 年度までに生活系食品ロス量 51.05 g/人・日を目指していることを受け、伊賀市においても同じ数値目標を掲げます。その水準を令和 17 年度まで維持します。

| 令和6年度推計値   | 令和 17 年度目標値 |
|------------|-------------|
| 62.10g/人・日 | 51.05g/人・日  |

#### ○可燃ごみの中の布類廃棄量の削減

国の計画では、「家庭から廃棄される衣類の量について、令和 2 年度から 12 年度までに 25%削減を目指す」としています。伊賀市においてもリユース等の促進により、25%削減を目指します。その水準を令和 17 年度まで維持します。

| 令和6年度推計値   | 令和 17 年度目標値 |
|------------|-------------|
| 20.40g/人・日 | 14.91g/人・日  |

#### ○ペットボトルの資源化拡大

ペットボトルの資源化回収量を全国平均 (7.70 g/人・日) に近づけることを目指し、可燃ごみとして処理されるペットボトルの分別をさらに行います。

| 令和6年度値    | 令和17年度目標値 |
|-----------|-----------|
| 3.88g/人・日 | 7.70g/人・日 |

○紙類の資源化の拡大

人口規模が比較的近い近隣市の紙類平均回収量 26.18 g / 人・日を目指します。

| 令和6年度値     | 令和17年度目標値  |
|------------|------------|
| 22.85g/人・日 | 26.18g/人・日 |

② 事業系可燃ごみの排出抑制・再資源化目標

国の計画では、事業者には排出事業者責任の観点から、ごみ削減の取り組みが求められていることから、伊賀市においても生活系可燃ごみの削減率と同程度の5%削減を目指します。

| 令和6年度値   | 令和17年度目標値 |
|----------|-----------|
| 16.99t/日 | 14.89t/日  |

### 第3節 ごみの発生量の見込み（目標達成時の場合）

ごみ発生量（目標達成時の場合）の推計結果は、表 5-3 及び図 5-2 に示すとおりです。

表 5-3 ごみ発生量の見込み(目標達成時の場合)

|           |                    | 実績     | 将来     |        |        |
|-----------|--------------------|--------|--------|--------|--------|
|           |                    | 令和6年度  | 令和12年度 | 令和17年度 |        |
| 人口(年度末人口) |                    | 人      | 84,060 | 79,441 | 74,749 |
| 家庭系ごみ     | 可燃ごみ               | t/年    | 13,908 | 11,983 | 10,594 |
|           | 不燃ごみ               | t/年    | 114    | 94     | 77     |
|           | 埋立ごみ               | t/年    | 357    | 345    | 323    |
|           | 粗大ごみ               | t/年    | 347    | 415    | 442    |
|           | 合計                 | t/年    | 14,726 | 12,837 | 11,436 |
|           | 家庭系ごみ原単位           | g/人・日  | 479.96 | 442.72 | 418.01 |
| 生活系ごみ     | 資源ごみ               | t/年    | 2,632  | 2,700  | 2,831  |
|           | その他プラスチック、硬質プラスチック | t/年    | 0      | 0      | 0      |
|           | 容器包装プラスチック         | t/年    | 571    | 614    | 651    |
|           | びん類                | t/年    | 373    | 271    | 209    |
|           | 缶類、アルミ缶、スプレー缶      | t/年    | 27     | 44     | 44     |
|           | ペットボトル             | t/年    | 119    | 170    | 211    |
|           | 紙類、古紙類             | t/年    | 701    | 699    | 636    |
|           | 布類、古布類、繊維類         | t/年    | 245    | 286    | 294    |
|           | 体温計・温度計・蛍光管・電球類    | t/年    | 1      | 1      | 1      |
|           | 乾電池類               | t/年    | 7      | 12     | 14     |
|           | 金属類                | t/年    | 567    | 531    | 501    |
|           | 廃食用油               | t/年    | 7      | 6      | 5      |
|           | 小型家電               | t/年    | 14     | 20     | 22     |
|           | 集団回収               | t/年    | 48     | 66     | 62     |
|           | 合計                 | t/年    | 17,406 | 15,603 | 14,329 |
| 生活系ごみ原単位  | g/人・日              | 567.31 | 538.11 | 523.76 |        |
| 事業系ごみ     | 可燃ごみ               | t/年    | 6,202  | 5,563  | 5,450  |
|           | 不燃ごみ               | t/年    | 12     | 11     | 11     |
|           | 埋立ごみ               | t/年    | 75     | 55     | 51     |
|           | 粗大ごみ               | t/年    | 2      | 4      | 4      |
|           | 資源ごみ               | t/年    | 134    | 157    | 150    |
|           | びん類                | t/年    | 30     | 47     | 40     |
|           | 金属類                | t/年    | 104    | 110    | 110    |
|           | 合計                 | t/年    | 6,425  | 5,790  | 5,666  |
| 事業系ごみ日量   | t/日                | 17.60  | 15.86  | 15.48  |        |
| 総排出量      | t/年                | 23,831 | 21,393 | 19,995 |        |
| 総ごみ量原単位   | g/人・日              | 776.71 | 737.79 | 730.86 |        |

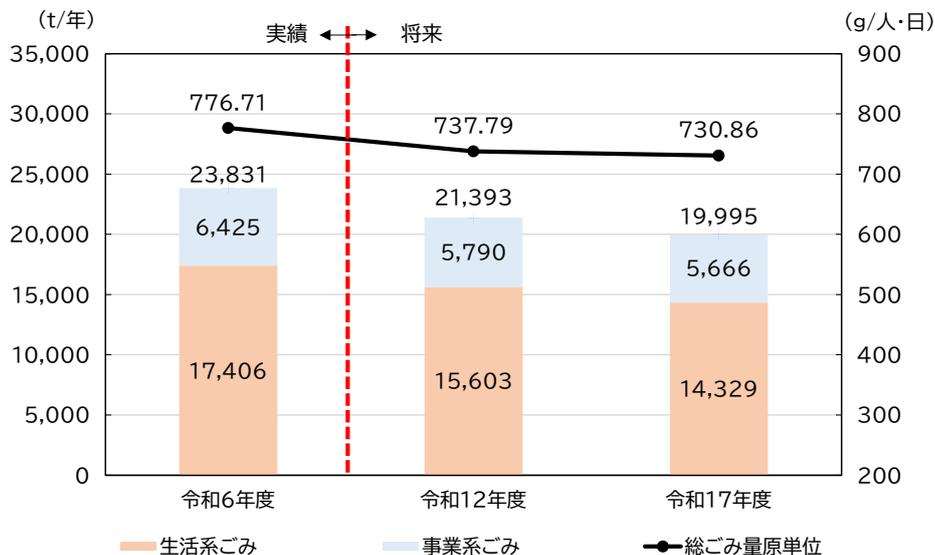


図 5-2 ごみ発生量の見込み(目標達成時の場合)

## 第6章 減量化・資源化計画

### 第1節 減量化・資源化の基本的な考え方

大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動によって減っていく天然資源を守り、環境にかかる負担の低減を目指すため、国をはじめ本市も循環型社会を目指していきます。

循環型社会を形成していくためには、まず、製品等がごみになること自体を減らし、次に、ごみとして廃棄しなくてはならなくなった場合は、できるだけ資源として適正に利用し、最終的に利用できないものは適正にごみとして処理処分することが重要です。本市が目指すべき4Rを図6-1に示します。



図6-1 本市が推奨する4R

## 第2節 市民・事業者・行政の取り組み

### 第1項 市民の取り組み

市民は、ごみを発生しない・出さないために、ごみの排出抑制や減量化・資源化に向けた行動を実施し、資源や環境に配慮した生活に心掛けるなど、ライフスタイルの見直しに努めます。市民の役割として代表的な取り組みを以下に示します。

| 区分     | 内 容             |                  |
|--------|-----------------|------------------|
| 取組 1-1 | 無駄のない購買行動の実践    | リデュース            |
| 取組 1-2 | 生ごみ・食品ロスの削減     | リデュース            |
| 取組 1-3 | 容器包装類の排出抑制      | リフューズ リデュース リユース |
| 取組 1-4 | 分別排出の徹底         | リサイクル            |
| 取組 1-5 | リサイクル活動への積極的参加  | リサイクル            |
| 取組 1-6 | 製品等の長期利用        | リユース             |
| 取組 1-7 | リユース(再利用)行動     | リユース             |
| 取組 1-8 | フードドライブへの協力【新規】 | リデュース            |

注) リフューズ 断る、リデュース 発生抑制、リユース 再利用、リサイクル 再生利用 を示します。

### 第2項 事業者の取り組み

事業者は、資源・環境に配慮した事業活動に向け、製品の製造・流通・販売の各段階におけるごみの排出抑制・資源化に努めます。事業者の役割として代表的な取り組みを以下に示します。

| 区分     | 内 容                             |             |
|--------|---------------------------------|-------------|
| 取組 2-1 | 簡易包装等の推進【対象:全事業者】               | リデュース リサイクル |
| 取組 2-2 | 長寿命製品、詰め替製品等の製造販売推進【対象:製造業者】    | リデュース リサイクル |
| 取組 2-3 | 循環資源活用の推進【対象:製造業者】【新規】          | リデュース リサイクル |
| 取組 2-4 | 事業系ごみの分別徹底と資源化の推進【対象:全事業者】      | リデュース リサイクル |
| 取組 2-5 | 食品ロス削減の推進【対象:小売店等】              | リデュース       |
| 取組 2-6 | 食品ロスの再生利用及び再資源化【対象:食品製造業者等】     | リユース リサイクル  |
| 取組 2-7 | フードバンク活動の利用【対象:製造業者、販売業者等】【新規】  | リデュース       |
| 取組 2-8 | レジ袋やワンウェイカトラリーの店頭受渡の自粛【対象:小売店等】 | リデュース       |
| 取組 2-9 | 30・10 運動の推進【対象:飲食店等】【新規】        | リデュース       |

### 第3項 行政の取り組み

市は、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、様々な角度から市民、事業者の自主的な取り組みを支援し、行動に結びつく機運の醸成に努めます。

#### ■市民取り組みの支援等

| 区分      | 内 容                          |       |       |
|---------|------------------------------|-------|-------|
| 取組 3-1  | 生ごみ・食品ロスの排出抑制・減量化の促進         | リデュース | リサイクル |
| 取組 3-2  | 紙類の分別の推進                     |       | リサイクル |
| 取組 3-3  | プラスチック製容器包装の分別徹底             |       | リサイクル |
| 取組 3-4  | 製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けた検討 |       | リサイクル |
| 取組 3-5  | 未分別ごみに対する指導強化【新規】            |       | リサイクル |
| 取組 3-6  | 資源再利用物回収活動支援の継続              |       | リサイクル |
| 取組 3-7  | リユース(再使用)の促進                 |       | リユース  |
| 取組 3-8  | マイボトル・マイはし等の促進【新規】           |       | リデュース |
| 取組 3-9  | ごみ分別アプリの普及・推進                | リデュース | リサイクル |
| 取組 3-10 | 定期的な情報発信                     | リデュース | リサイクル |
| 取組 3-11 | 出前講座等の充実                     | リデュース | リサイクル |
| 取組 3-12 | 環境教育の充実                      | リデュース | リサイクル |
| 取組 3-13 | 多言語による情報提供・啓発活動の充実           | リデュース | リサイクル |
| 取組 3-14 | 新規取り組みへの対応【新規】               | リデュース | リサイクル |

#### ■事業者取り組みの支援等

| 区分      | 内 容                     |       |       |
|---------|-------------------------|-------|-------|
| 取組 3-15 | 事業系ごみの分別排出の徹底や資源化促進の啓発  | リデュース | リサイクル |
| 取組 3-16 | 事業者向けの定期的な情報発信          | リデュース | リサイクル |
| 取組 3-17 | 事業者の自主的・自発的な取り組みの啓発【新規】 | リデュース | リサイクル |
| 取組 3-18 | フードバンク・フードドライブの促進【新規】   |       | リデュース |

#### ■その他

|         |               |       |  |
|---------|---------------|-------|--|
| 取組 3-19 | 適正なごみ処理手数料の検討 | リデュース |  |
|---------|---------------|-------|--|

## 第7章 ごみ処理基本計画

### 第1節 将来のごみ分別区分

将来の分別区分を表 7-1 に示します。現在、プラスチックについては、伊賀北部地域、青山地区ともに容器包装プラスチック類のみの分別区分ですが、プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、プラスチック製品の分別収集を検討します。

表 7-1 将来の分別区分

| 伊賀北部地域 |             | 青山地区                  |                    |      |
|--------|-------------|-----------------------|--------------------|------|
| 燃えるもの  | 可燃ごみ        | 燃やすごみ                 |                    |      |
|        | 硬プラ・革製品類    |                       |                    |      |
| 埋立ごみ   |             | 燃やさないごみ               |                    |      |
| 資源     | びん類         | 無色透明                  | びん類                | 無色透明 |
|        |             | 有色                    |                    | 茶色   |
|        | アルミ缶        |                       | 缶類                 |      |
|        | 金属類         | (スチール缶、<br>小型家電製品類含む) | 金属類                |      |
|        | ペットボトル      |                       | ペットボトル             |      |
|        | 容器包装プラスチック類 |                       | 容器包装プラスチック類        |      |
|        | プラスチック製品    |                       | プラスチック製品           |      |
|        | 紙・布類        |                       | 古紙・古布類             |      |
|        | 廃食用油        |                       | 廃食油                |      |
|        | 小型家電製品類     |                       | 使用済小型家電製品          |      |
|        | 水銀使用廃棄物     |                       | 体温計・温度計・蛍光管、<br>電球 |      |
|        |             |                       | ライター               |      |
| 粗大ごみ   |             | 粗大ごみ                  |                    |      |

## 第2節 収集運搬計画

### 第1項 収集運搬の基本方針

収集運搬量の変化に対応した収集体制の確保や、適正な収集運搬の実施に向け、収集を委託する民間業者との調整を図っていきます。

ごみの収集運搬に関しては、ごみ排出量が減少していく中で、現行での許可業者で適正な収集運搬が確保できているため、当面は現状の許可業者での体制を継続してまいります。

### 第2項 収集運搬体制

収集運搬体制は、基本的に現状どおりとします（表7-2(1)及び表7-2(2)参照）。

表7-2(1) 将来の収集運搬体制(伊賀北部地域)

| 種 類        |             | 排出方法   | 収集頻度 | 収集運搬体制 |
|------------|-------------|--|------|--------|
| 燃えるもの      | 可燃ごみ        | 指定ごみ袋  | 週2回  | 委託     |
|            | 硬プラ・革製品類    | 50cm以下結束又は45ℓ以下袋、透明又は半透明                         | 月1回  | 委託     |
| 燃えないもの(資源) | 埋立ごみ        | [危険物・テープ類]45ℓ以下袋、透明又は半透明<br>[ガラス・せともの・乾電池類ほか]回収箱 | 年6回  | 委託     |
|            | びん類         | 回収箱  | 月1回  | 委託     |
|            | アルミ缶        | 45ℓ以下袋、透明又は半透明                                   | 月1回  | 委託     |
|            | 金属類         | 90cm以下結束又は45ℓ以下袋、透明又は半透明                         | 月1回  | 委託     |
|            | ペットボトル      | 専用容器   | 月1回  | 委託     |
|            | 容器包装プラスチック類 | 45ℓ以下袋、透明又は半透明                                   | 週1回  | 委託     |
|            | プラスチック製品    | 将来プラスチック製品の分別収集検討時に合わせて検討                        | 週1回  | 委託     |
|            | 紙・布類        | [紙類]種類ごとに結束<br>[布類]5ℓ以下袋、透明又は半透明                 | 月1回  | 委託     |
|            | 廃食用油        | 専用容器   | 年4回  | 委託     |
|            | 小型家電製品類     | 専用回収ボックス   | 随時   | 直営     |
|            | 水銀使用廃製品     | 専用回収ボックス   | 随時   | 直営     |
|            | 粗大ごみ        |  |      | 随時     |

表 7-2(2) 将来の収集運搬体制(青山地区)

| 種 類         |                | 排出方法                                | 収集頻度 | 収集運搬体制 |
|-------------|----------------|-------------------------------------|------|--------|
| 燃やすごみ       |                | 指定ごみ袋[青色の半透明の袋]                     | 週2回  | 委託     |
| 燃やさないごみ     |                | 45ℓ以下袋、透明又は半透明                      | 月1回  | 委託     |
| 資源          | びん類            | コンテナ                                | 月1回  | 委託     |
|             | 缶類             | コンテナ                                | 月1回  | 委託     |
|             | 金属類            | コンテナ                                | 年4回  | 委託     |
|             | ペットボトル         | コンテナ                                | 月1回  | 委託     |
|             | 古紙・古布類*        | [古紙類]種類ごとに結束<br>[古布類]45ℓ以下袋、透明又は半透明 | 月1回  | 委託     |
|             | 廃食油            | 専用容器                                | 年4回  | 委託     |
|             | 体温計・温度計・蛍光管、電球 | コンテナ                                | 年4回  | 委託     |
|             | 乾電池類           | コンテナ                                | 月1回  | 委託     |
|             | 使用済小型家電製品      | 45ℓ以下袋、透明又は半透明                      | 月1回  | 委託     |
| 回収箱         |                | 随時                                  | 直営   |        |
| 容器包装プラスチック類 |                | 45ℓ以下袋、透明又は半透明                      | 週1回  | 直営・委託  |
| プラスチック製品    |                | 将来プラスチック製品の分別収集検討時に合わせて検討           | 週1回  | 委託     |
| ライター        |                | 専用容器                                | 月1回  | 委託     |
| 粗大ごみ        |                |                                     | 随時   | 委託     |

注) \*桐ヶ丘地区は独自回収を実施

### 第3節 中間処理計画

#### 第1項 中間処理の基本方針

本市としては、将来のごみ処理広域化を基本理念とし、過渡期の対応として可燃ごみ処理を民間委託する等、適正な運転管理による安定的なごみ処理を推進します。

#### 第2項 中間処理体制

中間処理主体は、表7-3に示すとおりです。現状での処理主体での処理を継続しますが、ごみ処理広域化の動向により処理主体が変わる可能性があります。

表 7-3 処理主体

| 伊賀北部地域 |             |                           | 処理主体 | 青山地区               |      |                | 処理主体           |
|--------|-------------|---------------------------|------|--------------------|------|----------------|----------------|
| 燃えるもの  | 可燃ごみ        |                           | 伊賀市  | 燃やすごみ              |      |                | 伊賀南部<br>環境衛生組合 |
|        | 硬プラ・革製品類    |                           |      |                    |      |                |                |
| 埋立ごみ   |             |                           | 伊賀市  | 燃やさないごみ            |      |                | 伊賀南部<br>環境衛生組合 |
| 資源     | びん類         | 無色透明                      | 伊賀市  | びん類                | 無色透明 | 伊賀南部<br>環境衛生組合 |                |
|        |             | 有色                        |      |                    | 茶色   |                |                |
|        | アルミ缶        |                           |      | 缶類                 |      |                |                |
|        | 金属類         | (スチール缶、<br>小型家電製品<br>類含む) |      | 金属類                |      |                |                |
|        | ペットボトル      |                           |      | ペットボトル             |      |                |                |
|        | 容器包装プラスチック類 |                           |      | 容器包装プラスチック類        |      |                |                |
|        | プラスチック製品    |                           |      | プラスチック製品           |      |                |                |
|        | 紙・布類        |                           |      | 古紙・古布類             |      |                |                |
|        | 廃食用油        |                           |      | 廃食油                |      |                |                |
|        | 小型家電製品類     |                           |      | 使用済小型家電製品          |      |                |                |
|        | 水銀使用廃棄物     |                           |      | 体温計・温度計・蛍光管、<br>電球 |      |                |                |
|        |             |                           |      | ライター               |      |                |                |
|        | 粗大ごみ        |                           |      | 伊賀市                | 粗大ごみ |                |                |

### 第3項 将来の中間処理量

将来の中間処理量は、表 7-4 に示すとおりです。

表 7-4 将来の中間処理量(目標達成時の場合)

|           |       | 令和6年度  | 令和12年度 | 令和17年度 |
|-----------|-------|--------|--------|--------|
| 焼却処理      | t/年   | 20,659 | 18,218 | 16,758 |
| 直接焼却量     | t/年   | 20,111 | 17,546 | 16,044 |
| 焼却以外の施設   | t/年   | 274    | 336    | 357    |
| 粗大施設      | t/年   | 198    | 301    | 320    |
| 資源化施設     | t/年   | 76     | 35     | 37     |
| ごみ焼却量原単位  | g/人・日 | 673.3  | 628.3  | 612.5  |
| 焼却以外の中間処理 | t/年   | 2,774  | 2,884  | 2,980  |
| 粗大ごみ処理施設  | t/年   | 557    | 689    | 733    |
| ごみ燃料化施設   | t/年   | 0      | 0      | 0      |
| 資源化施設     | t/年   | 1,785  | 1,795  | 1,873  |
| その他の施設    | t/年   | 432    | 400    | 374    |
| 合計        | t/年   | 23,433 | 21,102 | 19,738 |

## 第4節 最終処分計画

### 第1項 最終処分の基本方針

最終処分場の延命化のため、最終処分量の減量化・減容化のため、ごみそのものの排出抑制や資源化への転換が不可欠です。引き続き、市民や事業者のごみに対する意識の向上に努めていきます。

### 第2項 最終処分体制

最終処分は、基本的に現処理体制を継続していきます。次期最終処分場については、民間事業者等への委託を視野に入れ、最終処分体制の確保に努めていきます。

### 第3項 将来の最終処分量

将来の最終処分量は、表 7-5 に示すとおりです。

表 7-5 将来の最終処分量(目標達成時の場合)

|           |     | 令和6年度 | 令和12年度 | 令和17年度 |
|-----------|-----|-------|--------|--------|
| 焼却残渣      | t/年 | 51    | 52     | 47     |
| 焼却以外の施設   | t/年 | 489   | 412    | 386    |
| 粗大ごみ処理施設  | t/年 | 57    | 12     | 12     |
| その他       | t/年 | 432   | 400    | 374    |
| 外部委託最終処分量 | t/年 | 639   | 556    | 510    |
| 合計        | t/年 | 1,179 | 1,020  | 943    |

## 第5節 処理施設整備計画

### ① 中間処理施設

廃棄物処理の持続可能な適正処理を確保するため、中間処理施設等の広域化・集約化が進められています。

本地域においても、名張市、笠置町及び南山城村との施設の広域化を進めており、現在、

「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想」を策定中であり、施設構想の計画を立てている状況です。

## ② 最終処分場

本市の不燃物処理場は、残余容量が令和6年度末時点で8,802m<sup>3</sup>となっています。

本市の埋立処分に関しては、現有最終処分場の延命化、次期最終処分場の整備、民間最終処分場への外部処分等の検討を行っていきます。

## Ⅱ. 生活排水処理基本計画

### 第8章 生活排水処理の現況

#### 第1節 生活排水処理の現況

本市のし尿・生活雑排水の処理体系は、図8-1に示すとおりです。

し尿汲み取り便槽の世帯から発生するし尿及び単独・合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設を使用している世帯等から発生する汚泥は、「伊賀市浄化センター」で適正に処理を行っています。また、公共下水道へ接続している世帯では、公共下水道施設において適切に処理しています。

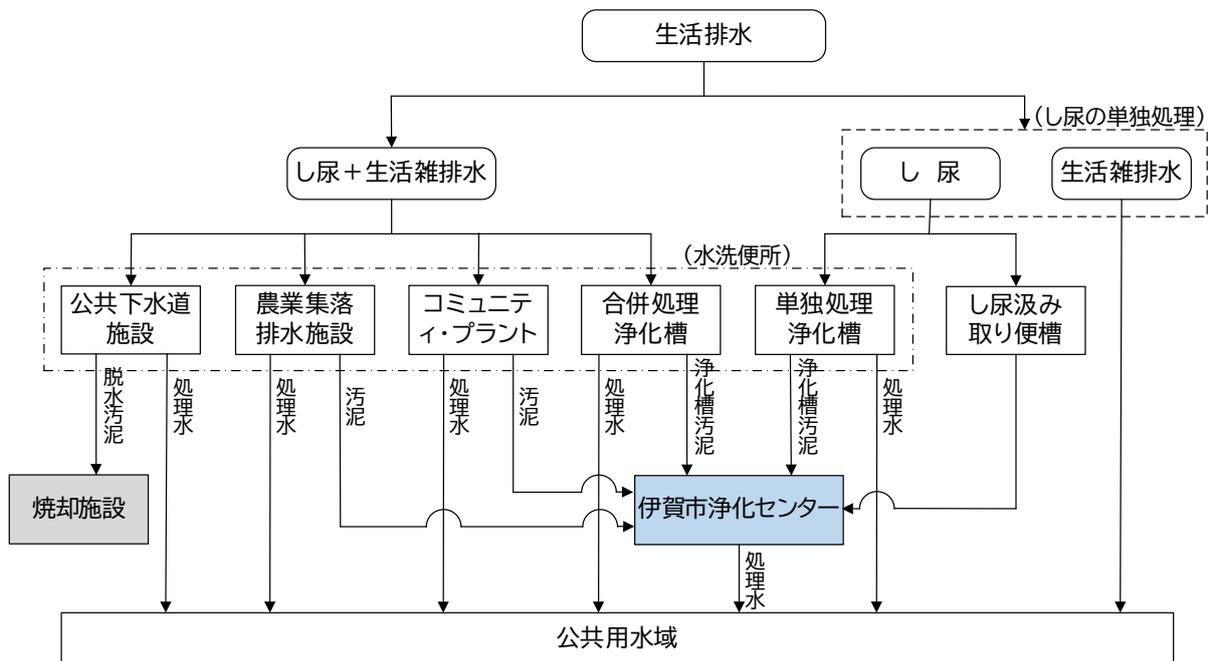


図8-1 生活排水の処理体系

## 第2節 生活排水の排出状況

処理形態別人口は、図 8-2 に示すとおりです。対象人口（総人口）が近年減少傾向を示しており、合併処理浄化槽を除く処理形態別人口は、減少傾向を示しています。

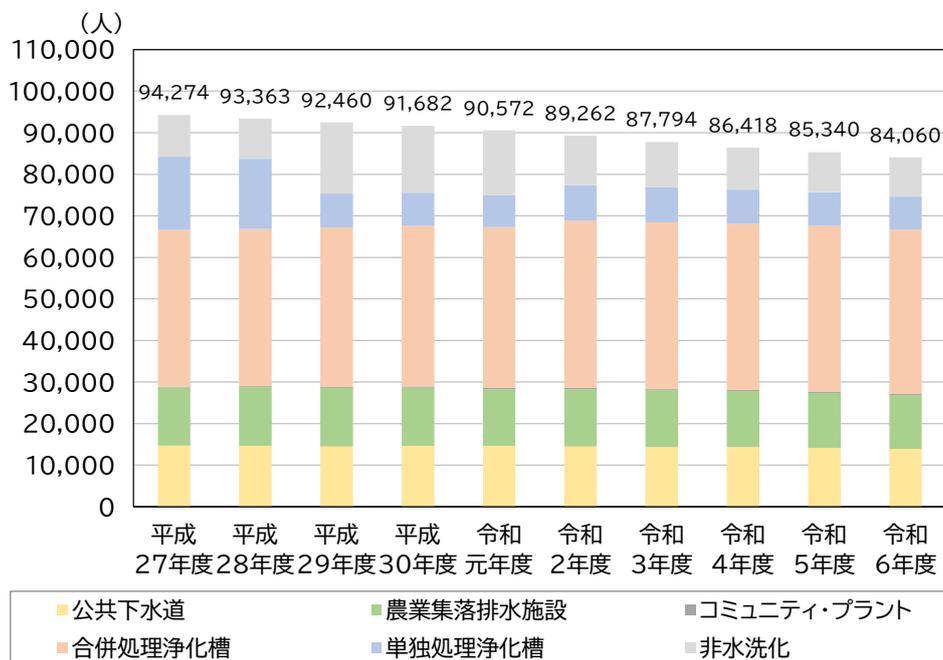
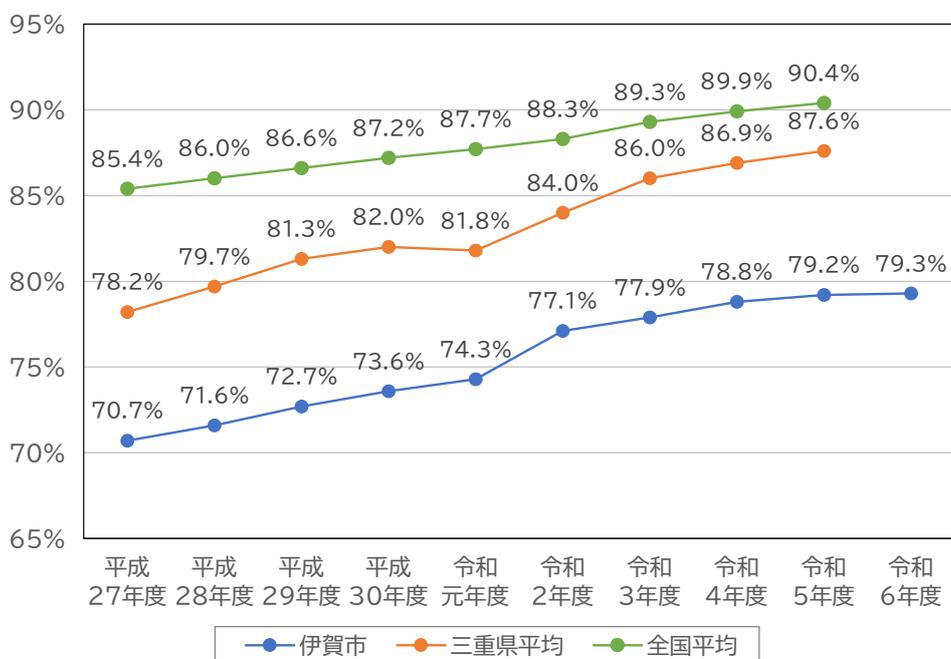


図 8-2 処理形態別人口の推移

生活排水処理率は、図 8-3 に示すとおりです。本市の生活排水処理率は、増加傾向を示していますが、三重県平均、全国平均と比較すると、低い値を示しています。



注)全国平均及び三重県平均の令和6年度値は、未確定。

資料:国・県は一般廃棄物処理実態調査

図 8-3 生活排水処理率の推移

し尿・浄化槽汚泥量は、図 8-4 に示すとおりです。汚泥等の全体量は令和元年度以降、増減を繰り返しており、令和 6 年度は約 62,400kℓ/年となっています。

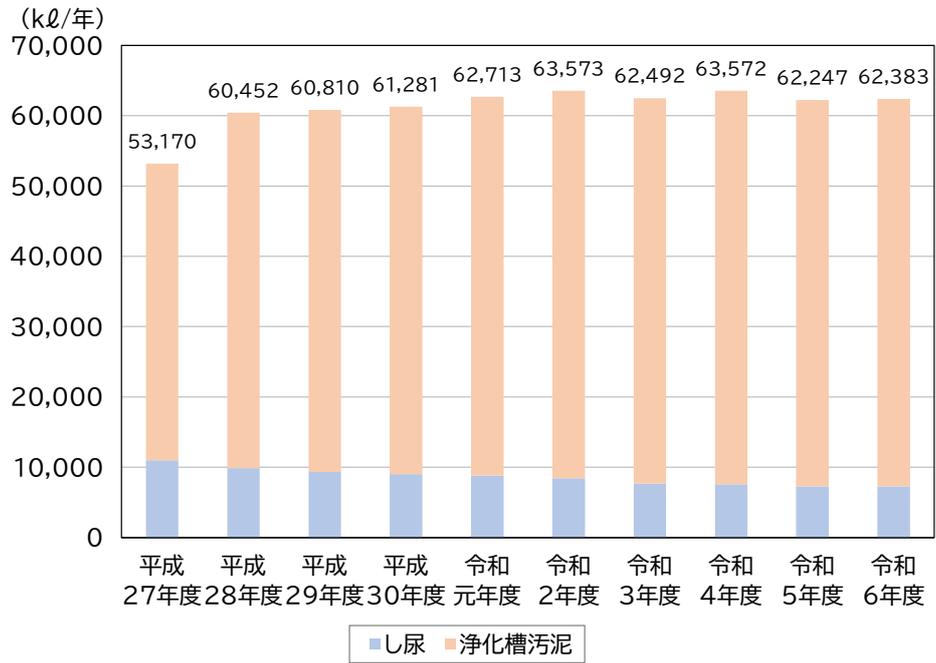


図 8-4 し尿・浄化槽汚泥量の推移

## 第9章 生活排水の課題の抽出・整理

生活排水の課題を整理するとともに、課題に対する方向性を次に示します。

### ① 浄化槽に関する課題

#### 現状及び課題

- ・浄化槽法の改正（平成13年4月）以前に設置された単独処理浄化槽や、し尿汲み取り便槽を使用している世帯等があり、生活雑排水の未処理による公共用水域の水質保全が懸念されます。

#### 課題に対する方向性

- ・合併処理浄化槽の設置への転換を推進し、水質保全に努めていく必要があります。

### ② 下水道・農業集落排水施設に関する課題

#### 現状及び課題

- ・人口減少に伴う持続可能な生活排水処理を維持していく必要があります。
- ・下水道施設及び農業集落排水施設の老朽化が見受けられます。

#### 課題に対する方向性

- ・人口減少等の地域特性も考慮し、施設の統廃合を検討し、適切な処理区域の見直しを行う必要があります。

### ③ し尿処理施設に関する課題

#### 現状及び課題

- ・伊賀市浄化センターについて、供用開始が令和2年度と新しく、設備の老朽化もみられず、処理能力的にも問題はありません。

#### 課題に対する方向性

- ・引き続き、本施設において適正処理に努めていきます。

### ④ その他

#### 現状及び課題

- ・久米川流域は、生活排水対策重点地域に指定されており、久米川流域生活排水対策推進協議会を設置し、生活排水対策セミナーなどを実施するなど、久米川流域の水質の改善に取り組んでいます。

#### 課題に対する方向性

- ・久米川流域をはじめ、市全体の流域において生活排水の適正な処理と水質汚濁の防止に努めていく必要があります。

## 第10章 生活排水処理基本計画の基本方針

本市では、環境への負荷が少ないこと、誰もが快適に利用できる環境を推進していくことを基本理念とし、市内河川流域をはじめとする公共用水域の生活排水を適正に処理し、健全かつ快適な水環境を未来にわたって実現していくことで、国が目指す持続可能な水環境の実現、具体的には、生活排水処理目標である汚染減少と水質改善（未処理排水の割合を減少させ、再生利用と安全な再利用を増加させる）に繋げていきます。

そこで、本市においては、従来から市民・事業者に対して適正な生活排水処理の重要性を積極的に広報し、合併処理浄化槽への転換、下水道及び農業集落排水への接続に努めており、快適な水環境を未来にわたって実現していくため、今後もより環境負荷が少ない処理を推進していきます。

さらに、市民・事業者・行政が強力なパートナーシップを発揮し、地域の実情に応じたそれぞれの役割と責任を認識して、生活排水の適正な処理に取り組み、適正な生活排水処理を目指し、次の3つの基本方針を掲げます。

### 基本方針1:地域に適応した生活排水処理の推進

本市における下水道整備区域外においては、経済性や人口減少等の地域特性の観点から、個別処理（合併処理浄化槽）の整備を推進していきます。

### 基本方針2:し尿処理施設の安定的・効率的な運転管理

し尿・浄化槽汚泥の適正な処理を継続していくとともに、安定的かつ効率的な運転の維持管理に努めていきます。

### 基本方針3:水資源保全の広報啓発の充実

清らかな水資源保全のため、市民への保全に関する情報提供や意識の向上を図っていきます。

# 第11章 生活排水処理基本計画

## 第1節 生活排水の処理主体

将来の生活排水等の処理主体は、基本的に現状どおりとします。

表 11-1 将来の生活排水の処理主体

| 処理施設の種類         | 生活排水等の種類  | 処理主体      |
|-----------------|-----------|-----------|
| 公共下水道           | し尿及び生活雑排水 | 市         |
| 農業集落排水施設        | し尿及び生活雑排水 | 市         |
| コミュニティ・プラント     | し尿及び生活雑排水 | 市         |
| 合併処理浄化槽(市町村設置型) | し尿及び生活雑排水 | 市         |
| 住宅団地等の集中浄化槽     | し尿及び生活雑排水 | 開発業者、自治会等 |
| 合併処理浄化槽(個人設置型)  | し尿及び生活雑排水 | 個人        |
| 単独処理浄化槽         | し尿        | 個人        |
| し尿及び汚泥処理施設      | し尿及び汚泥    | 市         |

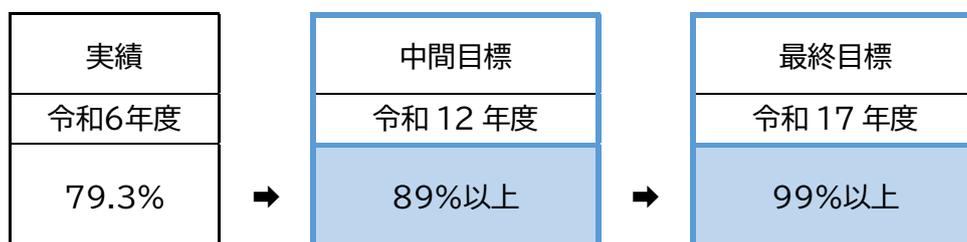
## 第2節 生活排水処理の目標

本計画で掲げた基本理念を実現するため、基本方針に基づく取り組みを積極的に推進する中で、各地域の実情に対応した生活排水の処理を行うこととします。

また、その成果や進捗状況を確認し、さらに効率的・効果的な事業の推進を図るため、計画目標年度である令和17年度における生活排水処理率を定めます。

### ◎ 生活排水処理率の目標値

本計画での生活排水処理率の目標は、三重県の生活排水処理アクションプログラムから以下のとおりとします。令和17年度に99%以上とします。



### 第3節 処理形態別人口及び汚泥量の見込み

#### 第1項 処理形態別人口の見込み

将来の処理形態別人口は、「生活排水対策推進計画（久米川流域）」（2025（令和7）年1月 伊賀市）の中で市全体での処理形態別人口を推計しており、本計画においても、その数値との整合を図ります（表 11-2 参照）。合併処理浄化槽人口は増加し、それ以外の処理形態別人口は減少傾向を示します。

表 11-2 処理形態別人口の実績及び見込み

（単位：人）

|             | 実績     | 見通し    |        |
|-------------|--------|--------|--------|
|             | 令和6年度  | 令和12年度 | 令和17年度 |
| 対象人口        | 84,060 | 79,441 | 74,749 |
| 生活排水処理人口    | 66,674 | 70,771 | 74,301 |
| 公共下水道       | 13,925 | 13,179 | 12,400 |
| 農業集落排水施設    | 12,952 | 12,458 | 11,722 |
| コミュニティ・プラント | 232    | 218    | 205    |
| 合併処理浄化槽     | 39,565 | 44,916 | 49,973 |
| 生活排水未処理人口   | 17,386 | 8,670  | 448    |
| 単独処理浄化槽     | 7,986  | 3,891  | 201    |
| 非水洗化        | 9,400  | 4,780  | 247    |

注) 端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

資料：実績は下水道課

見通しは「生活排水対策推進計画（久米川流域）」  
（2025（令和7）年1月 伊賀市）より

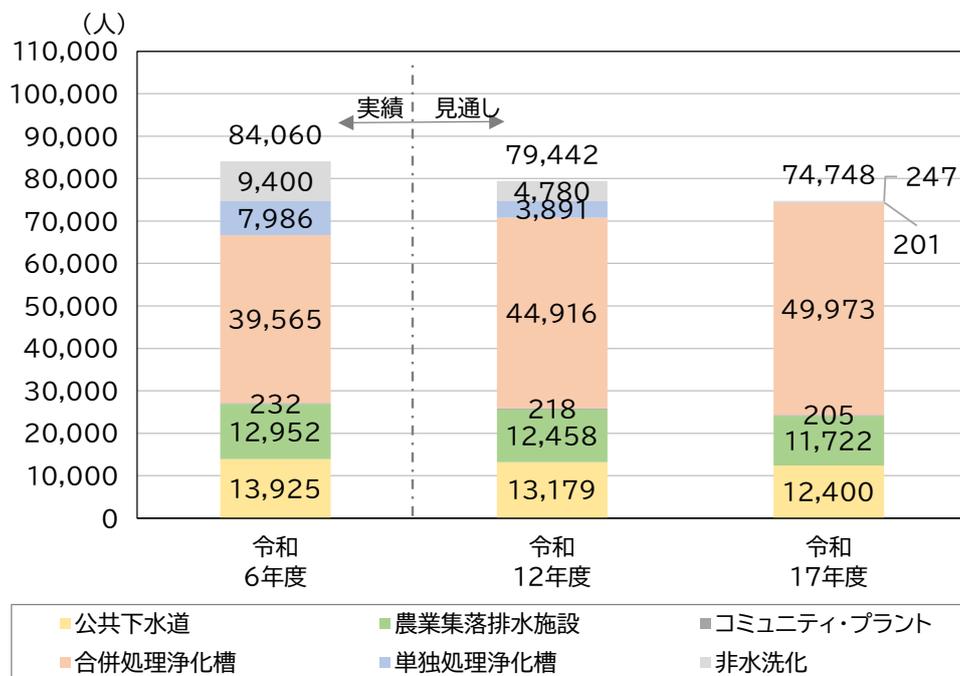


図 11-1 処理形態別人口の推移

## 第2項 し尿・浄化槽汚泥量の見込み

将来のし尿・浄化槽汚泥量は、表 11-3 に示すとおりです。生活排水未処理人口（単独処理浄化槽、非水洗化）の減少により、汚泥量は減少傾向を示します。令和 17 年度に 58,502kℓと予測しており、令和 6 年度実績に比べ 3,881kℓ/年(6.2%)の減少となります。

表 11-3 し尿・浄化槽汚泥量の実績及び見込み  
(単位:kℓ/年)

|       | 実績     | 見通し    |        |
|-------|--------|--------|--------|
|       | 令和6年度  | 令和12年度 | 令和17年度 |
| し尿    | 7,296  | 3,579  | 185    |
| 浄化槽汚泥 | 55,087 | 56,728 | 58,317 |
| 計     | 62,383 | 60,307 | 58,502 |

資料:実績は伊賀市浄化センター  
見通しは「生活排水対策推進計画(久米川流域)」(2025(令和7)年1月 伊賀市)より

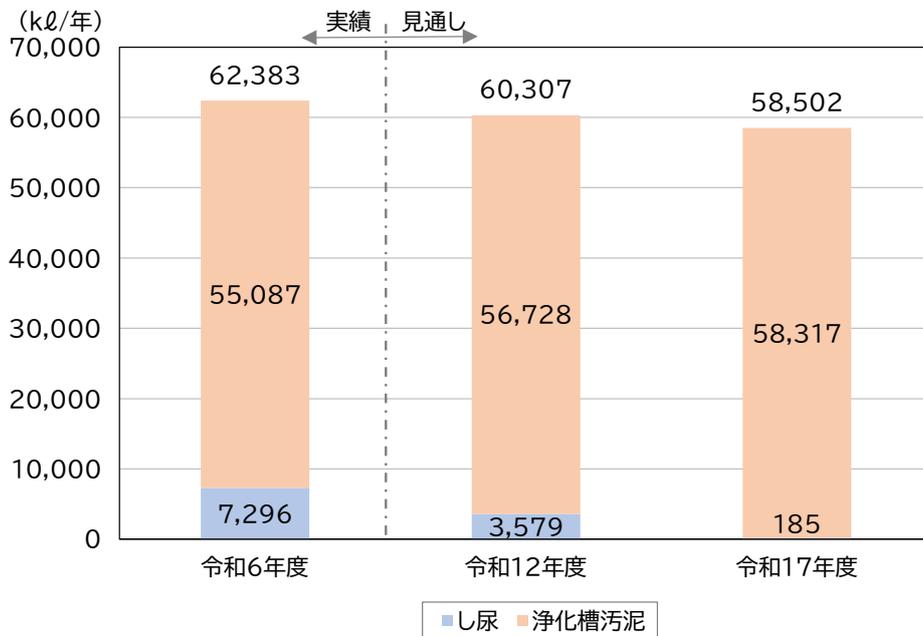


図 11-2 し尿・浄化槽汚泥量の推移

## 第4節 施設及びその整備計画の概要

「伊賀市生活排水処理施設整備計画」(2022(令和4)年2月)による集合処理<sup>\*</sup>区域の計画を次に示します。

なお、本市における下水道整備区域外においては、経済性や人口減少等の地域特性の観点から、個別処理(合併処理浄化槽)の整備を推進していきます。

| 整備方針  | 具体的な内容   |
|---|--|
| 集合処理である公共下水道3処理区(未着手処理区)を個別処理*(合併処理浄化槽)へ変更                      | 上野処理区、新居三田処理区、佐那具処理区<br>⇒ 個別処理(合併処理浄化槽)へ変更   |
| 下水道6処理区(公共下水道1処理区、特定環境保全公共下水道5処理区)、農業集落排水 26 処理区について、施設の統廃合*を計画 | 全 32 処理区(公共下水道1処理区、特定環境保全公共下水道5処理区、農業集落排水 26 処理区)⇒ 全 15 処理区(公共下水道1処理区、特定環境保全公共下水道4処理区、農業集落排水 10 処理区)へ統廃合 |

※集合処理：家庭や工場からの排水を道路に埋設した管路より下水処理場へ運び、下水処理場で汚水をまとめてきれいにして河川等へ放流します。

※個別処理：各家庭に設置した合併処理浄化槽により、トイレ、風呂、台所等からの排水をきれいに処理し側溝等へ放流します。

※統廃合：近隣の処理区域を統合することで、施設更新や維持管理に係るコストを低減するとともに、従来よりも少人数で施設管理が可能になります。人口減少・計画見直しに伴う施設の稼働率低下の対策となります。

## 第5節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

### 第1項 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、基本的に現状どおり（表 11-4 参照）、直営及び許可業者による収集形態で実施していきます。ただし、今後の単独処理浄化槽及び汲み取り式便槽の廃止や合併処理浄化槽への設置替え等により、収集運搬量の減少が見込まれる中で、収集量の変動に応じた効率的な運用を図るものとします。

表 11-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集方法等

| 種類    | 収集形態 | 区域                  | 収集回数      | 処理施設      |
|-------|------|---------------------|-----------|-----------|
| し尿    | 直営   | 上野支所管内<br>(一部地域を除く) | 月1回<br>随時 | 伊賀市浄化センター |
|       | 許可業者 | 伊賀市全域               | 随時        |           |
| 浄化槽汚泥 |      |                     |           |           |

### 第2項 中間処理・最終処分計画

人口の減少等により、し尿等の排出量は今後も減少していくことが予測されます。し尿処理施設については、現有能力で処理が可能であると考えられることから、伊賀市浄化センターで処理を行っていきます。施設から発生するリンについては、民間業者が肥料に加工して資源として再利用を行っており、引き続き資源化に取り組んでいきます。また、処理工程から発生する脱水し渣及び脱水汚泥は、現状と同様に民間事業者への処理処分委託を継続していきます。

# Ⅲ. 計画の進行管理

## 第12章 進行管理計画

### 第1節 推進体制

本計画で示した3つの基本方針を実現するため、施策等を実施・推進する必要があります。

本計画の目標達成に向けた進捗状況は、「伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会」へ毎年報告し、今後の計画の推進にあたって意見や助言を求めます。また、市民や事業者がごみや生活排水に対する意識の高揚を図るため、市のホームページ等で進捗状況等を報告するなどの検討を行っていきます。

### 第2節 進行管理

本計画の進捗状況について、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

#### ① 年次報告による公表の継続

ホームページ等を通じて「一般廃棄物処理基本計画」の施策の進捗状況等、情報発信を行っています。

#### ② 計画の点検・評価と見直し

施策の進捗状況や数値目標の達成状況等を「伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会」に報告し、本計画の点検・評価を行い、令和17年度への達成状況を確認します。また、社会経済状況や市民の意識の変化により、必要に応じて計画の点検・評価の見直しを検討します。

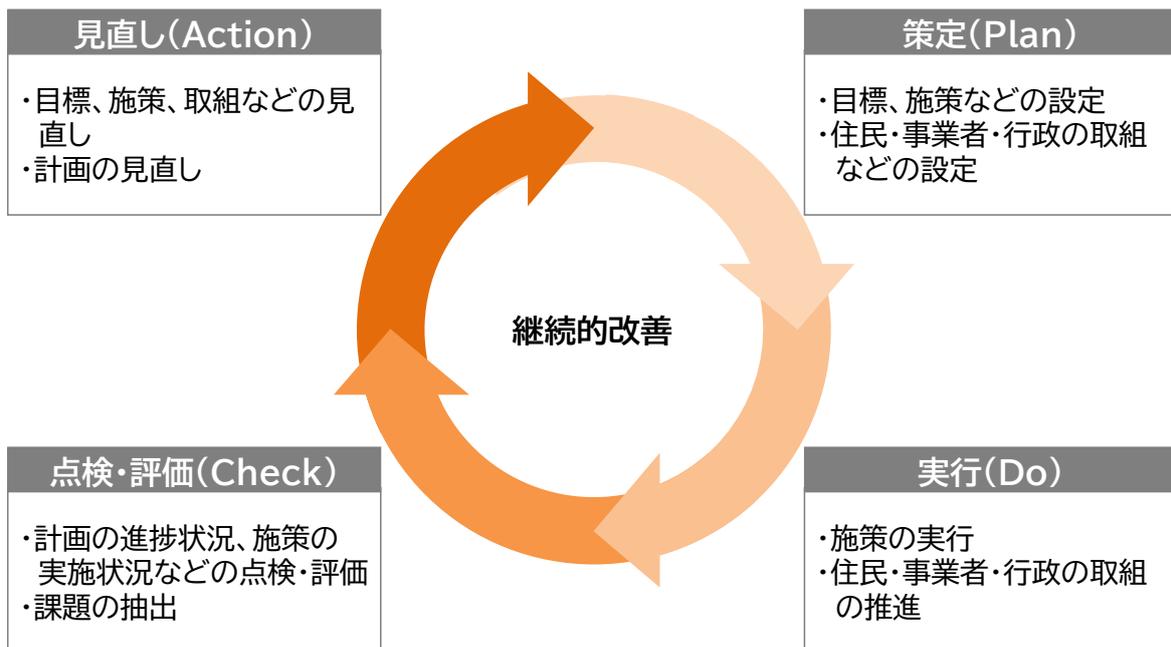


図 12-1 PDCA サイクルに基づく計画の進行管理